

平成29年度分 地域包括支援センター業務評価の結果(集計表)

資料 3-4

平成30年度 第1回
新潟市介護保険事業等運営委員会
平成30年9月26日開催

I 評価結果

※評価基準 5:かなり上回る 4:やや上回る 3:標準 2:やや下回る 1:かなり下回る
※総合評点 700点満点=(センター自己評価点数×3)+(市評価点数×7)

区	北区			東区			中央区			江南区			秋葉区			南区			西区			西蒲区			平均	平成27年度平均	平成26年度平均	平成25年度平均					
	No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23					24	25	26	27	
地域包括支援センター名	阿賀北	くずつか	上土地亀	山の下	木戸・大形	石山	関屋・白新	ふなえ	宮浦東新潟	姥ヶ山	大江山・横越	かめだ	曾野木両川	にいつ日宝町	新津	こすど	しろね北	しろね南	あじかた	小新・小針	坂井輪	黒埼	赤塚	西川	中之口・潟東	巻	岩室	均					
H29年度分 総合評価 (700点満点)	690	700	670	650	638	565	690	680	663	606	470	650	640	700	673	700	660	650	677	670	690	650	697	700	687	700	700	662	626	613	603		
参考:H28年度分 総合評価(650点満点)	640	650	650	650	633	513	610	650	630	550	599	636	620	650	616	643	650	640	640	643	630	630	640	647	650	650	650	630					
センター 自己評価	点数/70	69	70	67	65	68	60	69	68	67	62	47	65	64	70	68	70	66	65	67	67	69	65	69	70	68	70	70	66	63	63	61	
	H28:点数/65	64	65	65	65	64	52	61	65	63	55	62	65	62	65	63	65	65	64	64	65	63	63	64	64	65	65	65	63				
市評価	点数/70	69	70	67	65	62	55	69	68	66	60	47	65	64	70	67	70	66	65	68	67	69	65	70	70	69	70	70	66	62	61	60	
	H28:点数/65	64	65	65	65	63	51	61	65	63	55	59	63	62	65	61	64	65	64	64	64	63	63	64	65	65	65	65	63				
	5		13	14	13	12	6	5	13	13	11	7	1	12	9	14	12	14	13	12	12	12	13	10	14	14	13	14	14	(計) 310	(計) 288	(計) 251	(計) 233
		下段は H28	12	13	13	13	11	1	9	13	11	4	8	11	10	13	10	12	13	12	12	12	11	11	12	13	13	13	299				
	4		1			1	8	4	1		2	4	6	1	4		1			1	2	1	1	3			1		42	55	81	98	
			1				2	10	4		2	8	4	2	3		2	1		1	1	1	2	2	1				47				
	3			1			4		1	1	3	5		1		1							1						19	5	19	20	
							2				1	1				1													5				
	2						1					1																	2	3	0	0	
																													0				
1				1							1	1																5	0	0	0		
																												0					
平均		4.9	5.0	4.8	4.6	4.4	3.9	4.9	4.9	4.7	4.3	3.4	4.6	4.6	5.0	4.8	5.0	4.7	4.6	4.9	4.8	4.9	4.6	5.0	5.0	4.9	5.0	5.0	4.7	4.8	4.7	4.6	
		4.9	5.0	5.0	5.0	4.8	3.9	4.7	5.0	4.8	4.2	4.5	4.8	4.8	5.0	4.7	4.9	5.0	4.9	4.9	4.9	4.8	4.8	4.9	5.0	5.0	5.0	4.8	4.8	4.7	4.8	4.6	

※原則、契約更新しない基準 : 【点数】 420点未満 (満点700点×6割)、 【項目数】 「1」が3項目以上 又は「2」が7項目以上

II 項目別評価結果

※ 評価基準 5:かなり上回る 4:やや上回る 3:標準 2:やや下回る 1:かなり下回る

上段:平成29年度市評価 下段:平成28年度市評価

大項目	中項目	目標項目(小項目)	評価の基準	説明	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	平均	平成27年度平均	平成26年度平均	平成25年度平均	
					阿賀北	くずつか	上土地亀	山の下	木戸・大形	石山	関屋・白新	ふなえ	宮浦東新潟	姥ヶ山	大江山・横越	かめだ	曾野木両川	にいつ日宝町	新津	こすど	しろね北	しろね南	あじかた	小新・小針	坂井輪	黒崎	赤塚	西川	中之口湯東	巻	岩室					
I	地域包括支援センター業務推進体制	1) 地域包括支援センターの職員が適切に配置されている。	右記のとおり	「5」=機能強化職員を含め、職員が適切に配置されている。 「3」=職員が不足している期間が1か月以上ある。 「1」=職員が不足している期間が3か月以上ある。	5	5	3	1	5	5	5	3	5	3	1	1	5	5	3	5	1	1	5	3	5	5	5	5	5	5	5	5	3.9	-	-	-
		2) 地域包括支援センターの「平成29年度活動報告」が適切に作成されている。	市が示した「平成29年度 活動報告」の項目にそった内容で、活動報告が作成されている。=「3」	市が指示した以下の5項目を含んだ内容で作成されている。 1. 総合相談支援業務 ①ワンストップサービスの拠点 ②継続的・専門的相談支援 ③出張相談 ④高齢者実態把握、ニーズの把握 2. 権利擁護業務 ①権利擁護等の活用支援 ②高齢者虐待への対応(市との連携含む) 3. 包括的・継続的ケアマネジメント業務 ①ケアマネジャーへの個別支援、相談業務 ②包括的・継続的なケア体制の構築業務 ③ケアマネジメントの連携 4. 介護予防ケアマネジメント業務 ①介護予防の普及・啓発のための取組みについて ②介護予防ケアマネジメントの一連の過程が適切に行われるような体制の構築。 5. 地域での他機関連携 ①圏域のネットワーク構築と活用 ②担当圏域高齢者ケア会議の開催 ③地域の情報提供と活用	5	5	5	5	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4.9	4.7	4.2	4.3
		3) 地域包括支援センターの「平成30年度活動計画」が適切に作成されている。	市が示した「平成30年度 活動報告」の項目にそった内容で、活動計画が作成されている。=「3」	市が指示した5項目(上記と同様)を含んだ内容で作成されている。 1. 総合相談支援業務 ①ワンストップサービスの拠点 ②継続的・専門的相談支援 ③出張相談 ④高齢者実態把握、ニーズの把握 2. 権利擁護業務 ①権利擁護等の活用支援 ②高齢者虐待への対応(市との連携含む) 3. 包括的・継続的ケアマネジメント業務 ①ケアマネジャーへの個別支援、相談業務 ②包括的・継続的なケア体制の構築業務 ③ケアマネジメントの連携 4. 介護予防ケアマネジメント業務 ①介護予防の普及・啓発のための取組みについて ②介護予防ケアマネジメントの一連の過程が適切に行われるような体制の構築。 5. 地域での他機関連携 ①圏域のネットワーク構築と活用 ②担当圏域高齢者ケア会議の開催 ③地域の情報提供と活用	5	5	5	5	4	5	5	5	5	5	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4.9	4.9	4.9
			《「3」以外の基準》 「4」=実施する活動及び5項目の目標と重点目標を設定している 「5」=5項目の目標と重点目標に加え、活動内容が具体的である(例:単に「PRする。」ではなく、「医療機関と地域の茶の間へのチラシ配布と説明。」等) 「2」=5項目中、1項目について内容が不十分である 「1」=5項目中、2項目について内容が不十分である	5	5	5	5	5	4	5	5	5	5	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4.9				

II 項目別評価結果

※ 評価基準 5:かなり上回る 4:やや上回る 3:標準 2:やや下回る 1:かなり下回る

上段:平成29年度市評価 下段:平成28年度市評価

大項目	中項目	目標項目(小項目)	評価の基準	説明	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	平均	平成27年度平均	平成26年度平均	平成25年度平均		
					阿賀北	くずつか	上土地亀	山の下	木戸・大形	石山	関屋・白新	ふなえ	宮浦東新潟	姥ヶ山	大江山・横越	かめだ	曾野木両川	にいつ日宝町	新津	こすど	しろね北	しろね南	あじかた	小新・小針	坂井輪	黒崎	赤塚	西川	中之口潟東	巻	岩室						
I 運営体制	1 地域包括支援センター業務推進体制	4)三職種の連携が適切に行われている。	相談記録等のファイル保管場所が共有され、情報共有が適切にできている。=「3」	担当者でないとわからない状況ではなく、誰でも情報が共有できる状態となっている。	5	5	5	5	5	4	5	5	5	5	3	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	5	5	5	5	5	5	4.9	4.7	4.7	4.7	
			《「3」以外の基準》 「4」=支援・対応での連携を図るための取り組みをしている。(定期カンファレンス、随時カンファレンス、朝ミーティングなどの取組みを行っている。その取組みは特記に記載すること) 「5」=支援・対応での連携を図るため、「4」においてケースの課題の整理、課題に合わせた専門職の対応の検討を行った内容と支援結果を記録にしている。(統一した様式を使用)(内容は特記に記載すること) 「2」=書類保管場所は同じだが、様式が不統一、書類が不足する等の不適切さがある 「1」=担当者だけで書類も内容も抱え込んでおり、他職員がわからない	5	5	5	5	4	4	5	5	5	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	5	4	4	5	5	5	5	5	4.8				
		5)個人情報の取り扱いを適切に行っている。	個人情報保護に関する事項8項目のうち、5項目を実施している。=「3」	国の「地域包括支援センター業務運営マニュアル2015」の「個人情報保護」P73～75の項参照 個人情報の取扱いについて、以下の要素をみる。 ①守秘義務(介護保険法第115条の38、第46第6項) ②包括システム使用はID所有者のみ ③個人ファイルを作成し、鍵のかかる書棚に保管(事務室の施設でも可) ④個人情報提供の同意を書面で行っている(包括のみの情報保有に留まる場合、個人情報保護法上の同意なく個人情報を提供できる場合を除く) *個人情報の同意書に関しては、市マニュアル(業務委託編)P11～14参照 ⑤地域包括支援センターでの個人情報保護に関するマニュアルを整備し、研修を年1回以上実施している ⑥データの取り扱い注意(不用なものの破棄、不用なコピーを避ける、ウイルスに対する対応、USB使用の注意など)を共有し理解し実行している ⑦個人情報管理の担当者を設け、個人情報の管理場所を把握している ⑧外部持ち出しに関する対応を共有し理解し実行している(基本的に持ち出さない、持ち出す場合を規定、持ち出す場合の注意等)	5	5	5	5	5	4	5	5	5	5	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4.9	4.9	4.8	4.6
			《「3」以外の基準》 「4」=6～7項目を実施している。 「5」=8項目を実施している。 「2」=4項目の実施である。 「1」=3項目以下の実施である。	5	5	5	5	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4.9				
		6)職員の資質向上に対する取り組みを適切に行っている。	市主催の研修、県主催の研修等の機会に、原則として参加している。=「3」	市主催の研修、県主催の研修は原則的に参加している。(＊機会があり申込みはしたが、体調が悪く不参加等の例外は除く)	5	5	5	5	5	5	5	5	4	5	4	5	5	5	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4.9	4.8	4.7	4.6
			《「3」以外の基準》 「4」=「3」以外の研修(国研修の包括ケア推進指導者研修ブロック研修含む)への参加及び法人や事業所内部の研修の両方がある 「5」=個々の経験や資質により必要な研修を見極めて受講している(研修計画、個々の研修受講の経年の管理ができていない) 「2」=各職員の研修の機会が1回もない者がいる 「1」=職員が誰も出席していない	5	5	5	5	4	5	5	4	4	5	5	5	5	5	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4.9				

II 項目別評価結果

※ 評価基準 5:かなり上回る 4:やや上回る 3:標準 2:やや下回る 1:かなり下回る

上段:平成29年度市評価 下段:平成28年度市評価

大項目	中項目	目標項目(小項目)	評価の基準	説明	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	平均	平成27年度平均	平成26年度平均	平成25年度平均			
					阿賀北	くずつか	上土地亀	山の下	木戸・大形	石山	関屋・白新	ふなえ	宮浦東新潟	姥ヶ山	大江山・横越	かめだ	曾野木両川	にいつ日宝町	新津	こすど	しろね北	しろね南	あじかた	小新・小針	坂井輪	黒崎	赤塚	西川	中之口湯東	巻	岩室							
II	総合相談支援業務体制	7) ワンストップサービスの拠点としての役割を適切に実施している。	地域包括支援センターの役割のPR、実態把握、相談件数状況等において、8項目のうち、5項目を実施できている。=「3」	高齢者支援において、把握、ネットワーク活用、高齢者や家族、関係者からの相談状況として以下の要素をみる。 ①民生委員やケアマネジャー、医療機関等への継続した地域包括支援センターのPRを実施している。(同じ対象に2回以上) ②高齢者が参加する場での継続したPRを実施(2回以上)している。 ③支援を要する高齢者を見出すための地域の課題を分析し、個別訪問の実施を活動計画に位置付け、実施している。 ④支援を要する高齢者を把握するための情報収集をしている。(地域の茶の間等高齢者の集まる場への参加、近隣住民からの情報収集等) ⑤支援関係機関、団体の把握ができています。(社会資源マップ、一覧等) ⑥要支援認定非該当者、事業対象者相当(基本チェックリスト該当者)のサービス未利用者、二次予防事業対象者リストの未把握者についての実態把握ができています。 ⑦相談件数、相談経路、相談種別の傾向を把握、分析し、地域包括支援センターの周知やネットワーク構築が必要な人、機関の検討を行っている。 ⑧⑦で行った分析結果を活動報告と活動計画に反映している。	5	5	5	5	4	4	5	5	5	4	3	5	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4.8	4.6	4.6	4.6		
				《「3」以外の基準》 「5」=8項目を実施している。 「4」=6~7項目を実施している。 「2」=4項目の実施である。 「1」=3項目以下の実施である。	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	4	5	5	5	5	5	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4.9				
II	総合相談支援業務体制	8) 継続的・専門的相談支援を適切に行っている。	相談者の状況把握を行い、個々の支援方針・支援内容を検討し適切なサービスや制度についであり、記録してある。=「3」	相談者の状況把握を行い、個々の支援方針・支援内容を検討し適切なサービスや制度についであり、そのことについて記録してあることが必須。 《「3」以外の基準》 「4」=継続的支援を実施する中で、対象者の状況、課題の判断、高齢者への支援方針、内容を記録している。(虐待以外のケース) 「5」=「4」に加え、地域の他機関や住民の支援等の必要性も併せて検討し、支援の実践・モニタリングを行い記録している。(虐待以外のケース) 「2」=支援内容はあっても、把握した情報からの課題、判断の記録がない。 「1」=支援内容、課題、判断の全てに不足している。	5	5	5	5	4	3	5	5	5	5	3	5	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4.8	4.9	4.7	4.6			
				《「3」以外の基準》 「4」=継続的支援を実施する中で、対象者の状況、課題の判断、高齢者への支援方針、内容を記録している。(虐待以外のケース) 「5」=「4」に加え、地域の他機関や住民の支援等の必要性も併せて検討し、支援の実践・モニタリングを行い記録している。(虐待以外のケース) 「2」=支援内容はあっても、把握した情報からの課題、判断の記録がない。 「1」=支援内容、課題、判断の全てに不足している。	5	5	5	5	5	3	5	5	5	5	3	5	4	5	4	5	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4.8				
III	権利擁護業務体制	9) 権利擁護についての啓発を適切に行っている。	権利擁護に関する事(高齢者虐待防止、成年後見制度・日常生活自立支援事業の活用、消費者被害防止)のいずれかについて、既存のリーフレットやマニュアルを使用し地域での啓発を実施している。=「3」	権利擁護に関する事(①高齢者虐待防止、②成年後見制度・日常生活自立支援事業の活用、③消費者被害防止)について、既存のリーフレットやマニュアルを使用し地域で啓発を実施している。 《「3」以外の基準》 「4」=権利擁護に関する啓発のため、①・②・③全ての取り組みを行っている。(取り組み内容は特記に記載すること) 「5」=権利擁護に関する啓発のため、地域包括支援センターが自ら地域の実情、課題に基づいて企画し、①・②・③全てを実施している。(内容は特記に記載すること) 「2」=権利擁護に関する周知を他機関と共催で実施したことがある。 「1」=全く実施していない	5	5	5	5	4	5	5	5	5	3	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4.9	4.7	4.6	4.4		
				《「3」以外の基準》 「4」=権利擁護に関する啓発のため、①・②・③全ての取り組みを行っている。(取り組み内容は特記に記載すること) 「5」=権利擁護に関する啓発のため、地域包括支援センターが自ら地域の実情、課題に基づいて企画し、①・②・③全てを実施している。(内容は特記に記載すること) 「2」=権利擁護に関する周知を他機関と共催で実施したことがある。 「1」=全く実施していない	5	5	5	5	5	4	4	5	4	4	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4.8				
III	権利擁護業務体制	10) 高齢者虐待対応において、関係機関と連携を行うための適切な体制が整っている。	高齢者虐待対応の体制について、5項目のうち、3項目を実施している。=「3」	高齢者虐待対応について、以下の要素をみる。 ①社会福祉士を中心とし職員間で協力しての支援を実施している。(支援するうえで、必ず内部で支援内容の検討と共有を行い、必要な職員が関わることができる体制がある) ②休日・夜間対応のための24時間連絡体制がある。 ③「①、②」を明確にして、必要な機関(行政含む)・市民へ周知している。 ④高齢者虐待対応マニュアルにより、個別に支援計画を作成している。 ⑤継続的にケースのモニタリングを実施し、最終の判断についても行っている。最終後にも必要がある場合には包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に移行して対応している。	5	5	5	5	4	3	5	5	5	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	5	5	5	5	5	5	4.8	4.9	4.9	4.9		
				《「3」以外の基準》 「4」=4項目を実施している。 「5」=5項目を実施している。 「2」=2項目の実施である。 「1」=1項目以下の実施である。	5	5	5	5	5	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5.0			

